5

特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

㈠　請求のあっせんの申請

特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被った損害について締約国に対して行う賠償の請求のあっせんを防衛大臣に申請することができるものとすることとした。（第一五条関係）

㈡　請求のあっせん

防衛大臣は、㈠による請求のあっせんの申請があったときは、当該申請に係る請求のあっせんを行わなければならないものとすることとした。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでないものとすることとした。（第一六条関係）

㈢　訴訟の援助

(1)　政府は、㈡によるあっせんにより当該あっせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者が締約国の裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができるものとすることとした。

(2)　(1)の立替金には、利息を付さないものとすることとした。（第一七条関係）

㈣　立替金の償還等

政府は、㈢の(1)により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならないものとすることとした。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができるものとすることとした。（第一八条関係）

附則

㈠　この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条、第四条及び第五条関係）

㈡　次に掲げる法律を廃止することとした。

(1)　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律

(2)　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（附則第三条関係）

㈢　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第六条及び第七条関係）

㈣　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めることとした。

6

法律

法律第二十五号

港湾法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年四月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

港湾法等の一部を改正する法律

（港湾法の一部改正）

第一条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「効果的な利用」の下に「及び保全」を加え、「第四節　港湾環境整備計画（第五十一条―第五十一条の五）」を「第四節　港湾環境整備計画（第五十一条―第五十一条の六）　第五節　協働防護計画（第五十一条の六―第五十一条の十四）」に、「行政財産の貸付け等」を「行政財産の貸付け等」に、「―第五十五条の二の二」を「―第五十五条の二の三―第五十五条の四の四」に改める。

第二条の四第一項中「第三十七条の三第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第五十五条の二第一項」を「、第五十五条の二第一項及び第五十五条の二の二第二項」に改める。

第三条の二第二項第六号中「利用」の下に「及び保全」を加える。

第三条の三第十一項を削り、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項」を「第九項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に、「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定めることができる。

3　港湾計画には、港湾の保全に関する事項として、地球温暖化その他の気候の変動に起因する港湾区域の水面の上昇その他の港湾区域の水象に係る高さの変化に対応するため、臨港地区内にある港湾施設であつて次に掲げるもの（第五十一条の六第一項から第三項まで及び第五十一条の九において「特定港湾施設」という。）の高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができる。

一　防潮堤、護岸、堤防又は胸壁

二　前号に掲げるもののほか、荷さばき地その他の港湾施設であつて港湾区域の水象に係る高さの変化によりその運営に著しい影響を受けるものとして国土交通省令で定めるもの

第三十七条第二項中「第三条の三第九項若しくは第十項」を「第三条の三第十一項若しくは第十二項」に改める。

第三十七条の三第一項中「。第三項」を「。第四項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第一号に掲げる事項が再生可能エネルギー源の利用に資する施設又は工作物であつて国土交通省令で定めるもの（次条第三項において「再生可能エネルギー源利用施設等」という。）を含む場合における公募占用指針には、前項各号に掲げる事項のほか、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に当たつて留意すべき港湾の利用に関する事項を定めなければならない。

第三十七条の四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。